

## 倉敷市シルバー人材センターでの禁止作業

### 1. ごみ運搬処理

- ・倉敷市シルバー人材センターが作業して発生したごみ以外のごみ処分
- ・がれき類の処分（コンクリート、ブロック、瓦、鉄筋、土砂、碎石など）
- ・電化製品や家具等の処分

### 2. 屋内雑役

- ・違う階へ階段を使用しての家具や大型家電の移動（粗大ごみ持ち出し支援含む）  
※エレベーターで台車を使用しての移動は可能。  
その場合の積載物は20kg以下（作業員2名の場合）
- ・混合水栓のパッキン交換（単水栓のパッキン交換は可能）

### 3. 屋外雑役

- ・墓石の清掃（墓地の除草、清掃は行います）・2階の樋の掃除、取付け、修理
- ・屋根の修理（雨漏り等）、瓦ふき・植木、花等の植替え・家屋や倉庫の解体
- ・重機（クレーン、ユンボ等）、フォークリフト等の操作・溶接作業

### 4. 家事援助

- ・2階の屋外側の窓ふき（ベランダから拭ける窓は業務可能）・犬の散歩

### 5. 植木剪定、伐採

- ・急斜面の木、高さが4m（平屋の屋根位）を超える木の剪定、伐採
- ・電線に枝がかかっている木

### 6. 草刈、除草

- ・急斜面の草刈・駐車車両が近くにある場合の草刈・除草剤（草枯し）の散布
- ・地面から約5cm以内の草の草刈（機械刈）

### 7. 消毒

- ・松くい虫、野菜、果実の消毒（柿、柑橘類は可能）

### 8. その他

- ・倉敷市以外での業務（業務を行う場所のセンターの許可を得た場合は可能）
- ・会員が運転しての送迎（派遣は可能）・個人から依頼の派遣業務（法人からの依頼は可能）
- ・皮膚疾患等を伴う有害物質を取り扱う業務（当センターが行う消毒作業は可能）
- ・引越し業、運送業、警備業など行政の許可を必要とする業務
- ・危険な場所及び身体的負荷が高い業務
- ・22時～5時の深夜時間帯の業務